

平成 28 年 3 月 24 日
福祉部指導監査室居宅事業者課

指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて

介護保険法第 77 条第 1 項及び第 115 条の 9 第 1 項の規定により、取消しを行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 Louts
- (2) 代表者 代表取締役 槇山裕太郎
- (3) 所在地 東大阪市新庄東 4 番 29 号ルミナーレ東大阪404号

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 ケアサポートロータス
- (2) 事業の種類 訪問介護、介護予防訪問介護
- (3) 所在地 東大阪市新庄東 4 番 29 号ルミナーレ東大阪 404 号
- (4) 指定年月日 平成 23 年 7 月 1 日(訪問介護、介護予防訪問介護)

3 指定取消し年月日 平成 28 年 3 月 31 日

4 指定取消しの理由

(1) 人格尊重義務違反(法第77条第1項第5号)(訪問介護)

平成27年9月中旬から平成27年11月9日の監査開始時までの間、要介護認定を受けた利用者1名に対し、利用者本人の意思で居宅外に出られないように、当該利用者宅の玄関ドアをドアの外側からのみ操作できる鍵により常時施錠するといった緊急やむを得ない場合以外の身体拘束であり高齢者虐待(身体的虐待)に該当する行為を代表取締役及び管理者の指示により訪問介護員が継続して行った。

(2) 虚偽の報告(法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第6号)(訪問介護・介護予防訪問介護)

法第76条、第115条の7の規定に基づく監査実施時に、管理者は当該事業所において実際は常勤として勤務していないにもかかわらず、常勤として勤務していたように装うため、当該事業所で常勤で勤務しているとする虚偽の勤務予定表(平成27年3月から同年8月分まで)を本市に提出し、虚偽の報告を行った。

(3) 不正の手段による指定(法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号)(訪問介護・介護予防訪問介護)

平成23年6月3日付けの新規指定申請において、管理者が当該事業所において常勤として勤務することができないにも関わらず、常勤の管理者として記載した「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、不正の手段により指定を受けた。